

国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区
蕪栗沼特別保護地区計画書
【指定】
(環境省案)

平成27年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

蕪栗沼特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区のうち、宮城県登米市と同県大崎市との境界線と野谷地橋の上流側との交点を起点とし、同所から同県大崎市の市道夜ノ森・牛ヶ塚線を南西に進み市道真角・御堂下線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み市道伸蒔・筒堀線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み市道伸蒔西線との交点に至り、同所から同道路を北西に進み県道河南築館線との交点に至り、同所から同道路を北進し蕪栗沼遊水地四分区囲ぎよう堤内側法面頂部との交点に至り、同所から同囲ぎよう堤内側法面頂部を東進し小山田橋との交点に至り、同所から同橋を北進し同県登米市の市道沼崎・下沼崎前線との交点に至り、同所から同道路を北東に進み市道中沼崎・沼崎前線との交点に至り、同所から同道路を北進し市道沼崎・一の曲線との交点に至り、同所から同道路を北東に進み蕪栗沼遊水地野谷地囲ぎよう堤内側法面頂部との交点に至り、同所から同囲ぎよう堤内側法面頂部を南進し、同県登米市の市道大塚・若生中央線との交点に至り、同所から同道路を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 27 年 11 月 1 日から平成 47 年 10 月 31 日まで (20 年)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、宮城県の北部に広がる平野に位置し、北上川の支流である旧迫川の氾濫原に形成された自然遊水地である蕪栗沼及びその周囲に近接した水田からなる。

このような自然環境を反映して、当該区域及びその周辺には、マガン、オオヒシク

イ、オオハクチョウ等のガンカモ類が毎年概ね 64,000 羽程度渡来し、全国でも最大級の規模の渡り鳥の越冬地として重要な区域となっているが、当該区域は其中でも特に重要な採餌や休息の場、ねぐら等として利用されており、渡来する個体群の維持を図る上で重要となっている。また、近年、環境省第4次レッドリストにおける絶滅危惧ⅠA類のシジュウカラガンの渡来が確認されている。

このように、当該鳥獣保護区の中でも、蕪栗沼及びその周辺に近接する水田は、マガンを始めとするガンカモ類の採餌や休息の場、ねぐら等に利用されていることから、特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、宮城県北部の栗原市、登米市及び大崎市に位置する。

イ 地形、地質等

当該区域は、北上川の河口から約 40 kmにある旧迫川の氾濫原を、河川改修等によって整備した地域であり、遊水地と水田地帯となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、蕪栗沼では、アサザ、ヒシ、ハス等の浮葉植物、水際にはマコモ、ヨシ等の抽水植物のほか、ヤナギ類が生育している。

また、湿地帯の白鳥地区では、アサザ、ガガブタ、ミズアオイ、オオアブノメ等の植物の生育が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ、マガモ等の渡り鳥の渡来が確認されているほか、カルガモ、オオバンなどの繁殖も確認されている。

猛禽類では、オジロワシの渡来が確認されている。

哺乳類では、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、アブラコウモリ、アズマモグラ及びアカネズミの4目5科6種が確認されている。

魚類では、環境省第4次レッドリストにおける絶滅危惧ⅠA類のゼニタナゴ、絶滅危惧Ⅱ類のミナミメダカ等を始め、32種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域内では、カルガモによる水稻の食害が見られる。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 23 本 |
| (2) 特別保護地区用制札 | 10 本 |
| (3) 案内板 | 2 基 |

7 参考事項

(1) 当初指定

平成 17 年 11 月 1 日（平成 17 年 9 月 1 日環境省告示第 89 号）